



# 埼玉県報

第 495 号  
令和 6 年(2024 年)  
3 月 5 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 鴻巣行田土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分（建設管理課）
- 鴻巣都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画道路の変更（都市計画課）
- 所沢都市計画道路の変更（都市計画課）
- 狭山都市計画道路の変更（都市計画課）
- 県道上里鬼石線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道藤岡本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道赤浜小川線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道越谷流山線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 監査結果の公表（監査第二課）

# 告 示

## 埼玉県告示第七十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和六年三月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

米澤 あづさ	吉田 重和	黄川田 乃威	篠田 啓	石井 宏和	医師の氏名
肢体不自由	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	視覚障害	視覚障害	指定障害区分
脳神経外科	耳鼻咽喉科・頭頸部外科	耳鼻咽喉科	眼科	眼科	診療科名
医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	黄川田クリニック	埼玉医科大学病院	埼玉医科大学病院	医療機関の名称
富士見市鶴馬千九百六十七―一	新座市東北一―七―二	春日部市柏壁東三―三―三十四	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	医療機関の所在地
令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日	指定年月日

矢内 克典	金子 修	松本 和久	小林 威仁	小林 一彦	永野 賢一
じん臓機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	肢体不自由、じん臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由
腎臓内科	人工透析	心臓内科	総合診療内科	内科・腫瘍内科・血液内科	整形外科
医療法人社団陽山会陽山会クリニック	医療法人社団仁友会入間駅前クリニック	埼玉医科大学国際医療センター	埼玉医科大学病院	つばさ訪問ケアクリニック	日本赤十字社深谷赤十字病院
八 蓮田市馬込五―百九十八	十 入間市豊岡一―二―三十	七―一 日高市山根千三百九十七―一	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	羽生市中央三―二―二十三	深谷市上柴町西五―八―一
令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日

宮田 量平	竹下 暢重	内村 圭吾	中野 康弘	床鍋 繁喜	村井 則之
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	じん臓機能障害
外科	泌尿器科	内科（呼吸器）	内科・呼吸器科	泌尿器科	人工透析内科
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会加須病院	日本赤十字社深谷赤十字病院	春日部市立医療センター	医療法人埼玉成恵会病院	社会医療法人社団埼玉 巨樹の会所沢美原総合 病院	医療法人社団愛友会蓮 田一心会病院
加須市上高柳千六百八十	深谷市上柴町西五―八 ―一	春日部市中央六―七― 一	東松山市石橋千七百二 十一	所沢市美原町二―二千 九百三十四―三	蓮田市本町三―十七
令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日

須田 季晋	藤山 俊一郎	森 貴之	岩渕 和明	関 美香子	須賀 邦彦
肝臓機能障害	肝臓機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
消化器内科	消化器内科	外科	泌尿器科	外科	人工透析内科
医療法人秀和会秀和総合病院	医療法人埼玉会埼玉草加病院	医療法人社団協友会吉川中央総合病院	日本赤十字社小川赤十字病院	社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会 関越病院	医療法人社団愛友会蓮田一心会病院
春日部市谷原新田千二百	草加市松原一―七―七十二	吉川市平沼百十一	比企郡小川町小川千五百二十五	鶴ヶ島市脚折百四十五―一	蓮田市本町三―十七
令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日	令和六年二月二十一日

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和六年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

金子 宏	唐川 真良	伊藤 利男	本田 祐士	武田 哲男	医師の氏名
じん臓機能障害	じん臓機能障害	肝臓機能障害 機能障害、小腸機能障害、 心臓機能障害、じん臓機 能障害、ぼうこう又は直腸 機能障害、	平衡機能障害、音声・言語 機能障害、そしやく機能障 害	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、そし やく機能障害	指定障害区分
戸田けやきクリニック	医療法人社団愛友会上尾中央総合病 院	医療法人今井病院	医療法人社団愛友会上尾中央総合病 院	医療法人社団阜八会武田耳鼻咽喉科	医療機関の名称
戸田市本町五―三―四	上尾市柏座一―十―十	蕨市塚越七―三十四―二	上尾市柏座一―十―十	富士見市西みずほ台一― 十九―五	医療機関の所在地
令和五年十二月二十一日	令和五年十二月二十日	令和五年十二月十八日	令和五年十二月十五日	令和五年十一月一日	辞退年月日

森田 暁壮	遠藤 佐知子
呼吸器機能障害	肢体不自由
医療法人三愛会三愛会総合病院	国立障害者リハビリテーションセンター ター病院
三郷市彦成三―七―十七	所沢市並木四―一
令和六年二月三日	令和六年一月三十一日

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井ショッピングパーク ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目七百四十二番地外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 三井不動産株式会社 代表取締役 菰田正信

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

（変更後） 三井不動産株式会社 代表取締役 植田俊

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計二百十者

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計二百五者

#### ハ 変更年月日

令和五年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和六年二月十五日

#### 二 縦覧期間

令和六年三月五日から令和六年七月五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月五日から令和六年七月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ ラガーデン川口

埼玉県川口市宮町十八―九

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 三井不動産株式会社 代表取締役 菰田正信

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

（変更後） 三井不動産株式会社 代表取締役 植田俊

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前） 株式会社ルームプラス 代表取締役 清代雄司

広島県安佐南区八木一丁目二十一番二十二号 外 計四十八者

（変更後） 株式会社ルームプラス 代表取締役 清代雄司

広島県安佐南区緑井三丁目十番二十八号 外 計四十五者

#### ハ 変更年月日

令和五年四月一日外

#### ニ 届出年月日

令和六年二月十五日

#### 二 縦覧期間

令和六年三月五日から令和六年七月五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和六年三月五日から令和六年七月五日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カスミ八潮大曾根店

埼玉県八潮市大字大曾根字西田千百五十一番一外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年十月二十三日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千三十八平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一二・五立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設③―一 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設③―二 午前六時から午前八時三十分

ト 届出年月日

令和六年二月二十二日

二 縦覧期間

令和六年三月五日から令和六年七月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月五日から令和六年七月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、鴻巣行田土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	島崎 一夫	埼玉県鴻巣市屈巢二千八百六十六番地一

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和六年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和六年三月一日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

松本装飾株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県所沢市中富千六百七十四番地の六

ハ 代表者の氏名

松本 孝司

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―三）第六〇五二二号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

令和六年三月十八日から同年四月四日までの十八日間

四 処分の原因となった事実

松本装飾株式会社は、令和元年十月五日の管工事業の専任技術者の退社以降、受注した管工事については、管工事業の許可要件を欠いているにも関わらず、建設業法第三条第一項の政令で定める軽微な建設工事の範囲を超える工事を請け負っていたことは、同法第三条第一項に違反し、同法第二十八条第二項第二号に該当する。

さらに、令和元年十月五日の管工事業の専任技術者の退社以降、請け負った管工事において、管工事業の資格要件を満たさない者を主任技術者として配置していたことは、同法第二十六条第一項に違反し、同法第二十八条第一項本文に該当する。

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十三号

鴻巣市から鴻巣都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、所沢都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年三月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、狭山都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年三月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

<p>上里鬼石線</p>	<p>路線名</p>
<p>見玉郡上里町大字七本木字本郷下三〇 一二番一地先から同郡同町大字七本木 字本郷中三一六二番九地先まで(ただし、 関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年三月五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和四年二月十八日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一六〇・四〇メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

<p>藤岡本庄線</p>	<p>路線名</p>
<p>児玉郡上里町大字七本木字本郷中三一 九八番一地先から同郡同町大字七本木 字本郷下三〇一六番四地先まで(ただし、 関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年三月五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年三月十八日付 け埼玉県本庄県土整備事務 所長告示第二号で告示した 道路予定区域の一部供用開 始である。延長一六〇・四〇 メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

路線名	赤浜小川線
供用開始の区間	大里郡寄居町大字牟礼字可吹九八二番二地先から 同郡同町大字牟礼字新井一七八番一地先まで
供用開始の期日	令和六年三月五日
備考	平成二十五年二月二十二日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号及び令和二年五月二十九日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長五〇一・一六メートル

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島 茂

<p>越谷流山線</p>	<p>路線名</p>
<p>三郷市小谷堀字古大場川添三三番二地先から 同市小谷堀字新大場川添九四番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年三月七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一〇六・一〇メートル</p>	<p>備考 平成三十一年一月二十 二日付け埼玉県越谷県 土整備事務所長告示第 一号で告示した道路予 定区域の一部供用開始 である。</p>

# 告 示

## 埼玉県教委告示第八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年三月五日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年三月十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 令和五年度埼玉県指定文化財の指定について

ロ その他

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項及び第十項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和六年三月五日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 武 内 政 文

埼玉県監査委員 岡 地 優

# 令和5年度第3回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び第10項並びに基準第15条第1項及び第2項に基づき報告する。

## 1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

## 2 監査の対象

### （1）対象事務

令和4年度、令和5年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

### （2）対象機関

地域機関 228 機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

### （3）実施期間

令和5年10月16日～令和5年12月21日

## 3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

## 4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

## 5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して是正又は改善が必要と認められる事項及び監査結果の報告に添える意見は次のとおりである。

(1) 指摘事項 1件 (1機関)

番号	部局	機関	概要
1	教育委員会	和光特別支援学校	<p>日額の会計年度任用職員（調理補助員）の報酬について、少なくとも令和4年度内に22日間にわたり勤務実態のない休日を支給対象として支出していたことは、著しく不適切であった。令和3年度以前も含め、同様の取扱による過支給額については速やかに戻入処理すべきである。</p> <p>また、報酬の支給に当たり、チェック体制や職員に対する管理監督が不十分であり、不適正な事務の管理執行体制となっていた。</p>

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 6件 (6機関)

番号	部局	機関	概要
1	県土整備部	飯能県土整備事務所	令和4年度及び令和5年度の「産廃処理業務委託（単価契約）（役務費）」において、契約書に記載していない種類の産業廃棄物の処理を委託していたことは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に照らし不適切であった。
2	県土整備部	総合治水事務所	令和5年度に締結した「河川維持修繕工事（新方川樋管昇降階段移設工）603」について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったのは不適切であった。
3	教育委員会	さきたま史跡の博物館	令和5年度分の園地管理業務委託（1～8工区）、刈草処分業務委託、園地管理業務委託（樹木剪定）の計10件の契約について、予定価格調書を封書していなかったことは不適切な事務処理であった。
4	教育委員会	上尾高等学校	<p>検定等に係る行政財産使用許可に伴う管理費（電気料）について、夏季や冬季に使用した際、冷暖房設備の使用料を徴収していないことから、徴収額が過小となったことは不適切であった。</p> <p>また、使用許可に当たり、冷暖房の使用を確認していなかったことは不適切であった。</p>
5	教育委員会	川越特別支援学校	令和5年度の都市ガス受給契約に係る一般競争入札について不落となったが、予定価格を変更しないまま応札者から提出された当初入札額と同額の見積書をもって契約を締結したことにより、結果として契約額が予定価格を超過したことは不適切であった。

6	警察本部	飯能警察署	令和5年度に締結した「非常用発電設備修繕」について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったのは不適切であった。
---	------	-------	---

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

(3) 監査結果の報告に添える意見 1件 (1機関)

番号	部局	機関	意見内容
1	教育委員会	近代美術館	<p>【受付及び監視業務の委託化による経済性の発揮について】</p> <p>近代美術館では常設展や企画展の受付及び監視業務を会計年度任用職員40名が展示状況に応じてシフトを組みながら行っている。当該職員の報酬及び費用弁償額は令和4年度実績で32,104,156円の支出額であるほか、シフト調整や勤務・サービスの管理は総務担当の常勤職員が担い、相当の事務量が生じている。</p> <p>受付及び監視業務は観覧料の収受、展示品の案内、来館者の適切な鑑賞の監視といった内容であるが、同種業務のある同規模施設を調査したところ、以前から長期継続契約により委託化しており、円滑に運営されている事例もある。</p> <p>そこで、近代美術館においても受付及び監視業務を委託化することは十分可能であり、事例施設の契約状況等を参考にして当館の委託額を試算したところ、実績ベースでは約5%・150万円程度、予算ベースでは約17%・630万円程度の経費削減が可能と想定される。</p> <p>さらに、競争入札に付した場合、更に経済性が発揮されることが期待できるとともに、現状の会計年度任用職員のシフト調整や勤務管理業務に要する事務量と委託した場合の事業者への監督業務に要する事務量を比較しても常勤職員の業務量が大きく軽減されることが考えられる。</p> <p>また、企画展に係る当初予算額は減少傾向にあり、これと比例するように令和4年度における企画展観覧者数は新型コロナウイルス感染拡大前の平成30年度と比較し約半減しており、観覧者数の増加による特定財源収入の確保の観点から、展示内容の充実が求められる。</p> <p>電気料の高騰など施設の維持管理コストが増加する中でも低廉な観覧料を維持しつつ、限られた予算でよ</p>

			り多くの県民に来館いただく魅力的な展示をするため、受付及び監視業務の委託化について、具体的に検討していただきたい。
--	--	--	---

<参考：監査結果の報告に添える意見>

次に該当する場合など、県の組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、監査結果の報告に添えて意見を提出する。

- ア 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの
- イ 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの
- ウ その他監査委員が必要と認めるもの

## 別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、東部地域振興センター、川越比企地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、上尾県税事務所、飯能県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、中央児童相談所、川越児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所、草加児童相談所
保健医療部	南部保健所、春日部保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、狭山保健所、加須保健所、幸手保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、春日部高等技術専門校
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興センター、春日部農林振興センター、農業技術研究センター、病害虫防除所、熊谷家畜保健衛生所、農業大学校、花と緑の振興センター、寄居林業事務所、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所、鉄道高架建設事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、大久保浄水場、庄和浄水場
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育委員会	北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、歴史と民俗の

	<p>博物館、さきたま史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、加須げんきプラザ、大滝げんきプラザ、上尾高等学校、入間向陽高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、大宮光陵高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、小鹿野高等学校、小川高等学校、桶川高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口北高等学校、川口青陵高等学校、川越高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越南高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、児玉高等学校、幸手桜高等学校、狭山経済高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、所沢高等学校、豊岡高等学校、鳩ヶ谷高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、飯能高等学校、日高高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、不動岡高等学校、本庄高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、寄居城北高等学校、和光国際高等学校、鷲宮高等学校、上尾特別支援学校、上尾特別支援学校上尾南分校、入間わかくさ高等特別支援学校、岩槻はるかぜ特別支援学校、春日部特別支援学校、春日部特別支援学校宮代分校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、騎西特別支援学校、騎西特別支援学校北本分校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、久喜特別支援学校白岡分校、熊谷特別支援学校、狭山特別支援学校、狭山特別支援学校狭山清陵分校、秩父特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、宮代特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校</p>
警察本部	<p>浦和東警察署、蕨警察署、武南警察署、草加警察署、鴻巣警察署、川越警察署、所沢警察署、狭山警察署、飯能警察署、東松山警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署</p>